

特許業務法人 藤本パートナーズ 道慶 一豊◇弁理士



PCTに基づく国際出願における優先権の回復について教えてください。

(山口県 S. M)

## 1. 優先権の回復の概要

PCT規則によれば、国際出 願日が優先期間の満了後であっても、 優先期間満了日から2カ月以内であ れば、当該出願人は受理官庁または指 定官庁に対して優先権の回復を請求 できるとされています。

優先権の回復が請求されると、受理 官庁または指定官庁は優先期間の徒過 について「回復のための基準」が満た されているかどうか判断します。この 基準には、「相当な注意」(厳格な基準) と「故意ではない」(緩やかな基準) とがあり、受理官庁または指定官庁は、 これらの基準のうち少なくとも1つ、 または、両方について判断することに なっています (PCT規則26の2.3、 49の3.1、49の3.2)。また、優先 権回復の制度を留保している受理官庁 または指定官庁もあります(主要国の 状況は下表のとおり)。

### 主要国の状況

	受理官庁	指定官庁
日本	相当な注意	相当な注意
米国	非故意	非故意
欧州	相当な注意	相当な注意
中国	両方	留保
韓国	留保	留保

## 2. 優先権の回復の効力

前記表のように、日本特許庁は「相 当な注意 | 基準に基づき優先権の回復 について判断します。したがって、日 本特許庁によって優先権の回復が認め られると判断されれば、通常は、優先 権の回復の制度を導入している全て の指定国で優先権の回復の効力が生 じることとなります(厳格な基準を満 たす場合、当然に緩やかな基準を満た すため)。

一方、日本特許庁によって優先権の 回復が認められないと判断されたとし ても、米国特許商標庁は「故意ではな い 基準に基づき優先権の回復につい て判断しますので、米国では優先権の 回復が認められる可能性があります。

この他、出願戦略上、日本特許庁以 外の受理官庁に国際出願を提出し、後 に日本を指定国として指定する場合、 各受理官庁の採用する基準が異なるた めに受理官庁に認められた優先権の回 復が日本において効力を生じないこと もある点に注意が必要です。

例えば、受理官庁としての米国特許 商標庁に国際出願を提出し、同庁が「非 故意 | 基準で優先権の回復を認めたと しても、日本特許庁に対して何ら手続

きをしなければ、日本では優先権の回 復の効力が生じないこととなります。 よって、日本でも優先権の回復の効力 を生じさせたい場合には、日本特許庁 に対して優先権の回復を改めて請求す る必要があります。

指定官庁としての日本特許庁に対す る優先権の回復請求の手続きとして は、国内書面提出期間(外国語特許出 願にあっては、翻訳文提出特例期間) の満了日(国内書面提出期間内に出願 審査の請求をした場合にあっては、そ の請求の日)から1カ月以内に、優先 期間の徒過について「正当な理由」が あったことを説明した回復理由書を提 出する必要があります(正当な理由に ついては、日本特許庁が作成した「期 間徒過後の救済規定に係るガイドライ ン | を参照してください)。

# 3. その他

国際出願日と基礎出願の出願日との 間に、特許性に影響を与える先行技術 文献が存在しないような場合は、優先 権を主張せずに国際出願することも考 えられます。ただし、この場合には当 然、基礎出願が公開されていないこと が条件となりますのでご注意ください。